

ご家族の異動があったら 届出が必要です

ミサワ健保に加入している
ご家族に異動があるときは、
ミサワ健保への届出が必要です

被扶養者資格がないにもかかわらず、ミサワ健保の保険証を使って病院にかかった場合、後日、医療費を返還していただくことになりますのでご注意ください。

こんなときは、
被扶養者から
はずれます！



- 就職等により、健康保険の被保険者になった
- パート、年金等の年間収入が130万円（平均月収108,333円）以上を見込む
※ 60歳以上の方は180万円（平均月収150,000円）以上
- 結婚等で、他の被保険者に扶養されている
- 同居していた義理の親と別居した

●届出方法

異動理由の発生日から5日以内に、「被扶養者（異動）届」に必要な事項を記入し、該当する被扶養者の保険証を添付して、在籍事業所（出向の方は出向元）経由でミサワ健保へ提出してください。
任意継続被保険者は、ミサワ健保へ直接提出してください。

住所が変わったら 届出が必要です

健康診断のご案内や大切なお知らせをご自宅へお届けするため、
転居時には住所変更届をご提出ください。

●届出方法

「住所変更届」に記入のうえ、在籍事業所（出向の方は出向元）経由でミサワ健保へ提出してください。
任意継続被保険者は、ミサワ健保へ直接提出してください。



保険証の紛失にご注意ください

しまい忘れや盗難など、保険証を紛失するケースが目立ちます。保険証を紛失した場合、金融機関などのカードと違い、利用停止ができません。悪用される場合もありますので、厳重に取扱いいただきますようお願いいたします。

自宅外で保険証を紛失した場合は、必ず警察へ届出を行い、再交付手続きを行ってください。

●手続き方法

「被保険者証滅失・き損・無余白 兼 再交付申請書」に記入のうえ、在籍事業所（出向の方は出向元）経由でミサワ健保へ提出してください。

任意継続被保険者は、ミサワ健保へ直接提出してください。

